

会 議 録

会議の名称	令和4年度 第1回清瀬市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）評価策定委員会										
開催日時	令和4年8月30日（火） 15:00～17:10										
開催場所	清瀬市役所4階研修室1・2 オンライン開催（zoom）										
出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">江藤 勝利</td> <td style="width: 50%;">遠藤 志のぶ</td> </tr> <tr> <td>大島 千帆</td> <td>小川 和夫</td> </tr> <tr> <td>國眼 眞理子</td> <td>小滝 一幸</td> </tr> <tr> <td>下垣 光</td> <td>富田 幸子</td> </tr> <tr> <td>中島 美知子</td> <td>望月 正敏</td> </tr> </table>	江藤 勝利	遠藤 志のぶ	大島 千帆	小川 和夫	國眼 眞理子	小滝 一幸	下垣 光	富田 幸子	中島 美知子	望月 正敏
江藤 勝利	遠藤 志のぶ										
大島 千帆	小川 和夫										
國眼 眞理子	小滝 一幸										
下垣 光	富田 幸子										
中島 美知子	望月 正敏										
欠席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">浅見 良子</td> <td style="width: 50%;">金子 勝治</td> </tr> <tr> <td>島田 尚範</td> <td>田代 文子</td> </tr> <tr> <td>星野 孝彦</td> <td>前川 政美</td> </tr> </table>	浅見 良子	金子 勝治	島田 尚範	田代 文子	星野 孝彦	前川 政美				
浅見 良子	金子 勝治										
島田 尚範	田代 文子										
星野 孝彦	前川 政美										
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 副市長挨拶 3 委員紹介（事務局より） 4 事務局からの説明 <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴の取扱い案について 5 委員長・副委員長の選出 6 清瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 概要説明 7 議題 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備について ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 令和3年度事業評価について ・高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定にかかるアンケート調査項目の検討について 8 事務局からの連絡事項 9 閉会 										
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員名簿 2 清瀬市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）評価策定委員会傍聴に関する取扱いについて（案） 3-1 清瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（冊子） 3-2 清瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（概要版） 4 令和3年度清瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 令和3年度事業評価とサービス種類別の給付実績 5 アンケート調査項目（案） 										

<p>次第 1. 開会</p>	<p>【事務局】</p> <p>それでは皆様お揃いになりましたので、ただいまから令和4年度第1回清瀬市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価策定委員会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、本会議に出席していただき誠にありがとうございます。また、今回の委員を快く引き受けて下さり感謝申し上げます。本委員の委嘱状についてですが、先日会議資料と共に委嘱状もあわせて送付させていただきました。失礼ながらこの送付をもって、委嘱状の交付とさせていただきますと思いますので、ご了承の方お願い申し上げます。</p> <p>申し遅れましたが、私は会長が選任されるまでの間、司会進行を務めさせていただきます生涯健幸部介護保険課長の藤村と申します。本日はオンライン参加型のハイブリットでの開催ということで、進行に対して至らない点もあると思いますが、どうぞご容赦願います。また、本日オンラインで会議に参加されている方にお願ひがあります。通常の状態では、カメラはオン、音声はミュートにさせていただくようお願いします。会議中ご発言をされる際には、手を挙げるスタンプでお示しいただくか、または発言の際にマイクをオンにさせていただいて、ご自身のお名前をおっしゃっていただいて、発言の申し出をしていただくようお願い致します。その後、こちらから指名を受けた後に発言させていただきますようお願い致します。</p>
<p>次第 2. 副市長 挨拶</p>	<p>【事務局】</p> <p>それでは次第に沿って議事を進行させていただきます。</p> <p>清瀬市副市長の挨拶です。それではよろしく申し上げます。</p> <p>【副市長】</p> <p>皆様こんにちは。清瀬市副市長の瀬谷でございます。本来ならば澁谷市長が出席をし、ご挨拶すべきところでございますが、あいにく公務のため、出席がかなわず、私が一言ご挨拶させていただきますと思います。</p> <p>皆様、本日は清瀬市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価策定委員会へご参加いただきまして、誠にありがとうございます。本当ならば皆様と直接顔を合わせて、しっかりと話し合いをさせていただきたい所ではありますが、新型コロナウイルス感染症は、依然終息をみることなく、今回もこのように画面越しでのハイブリットでの会議ということになりました。</p> <p>介護保険の制度は2000年にスタートし、今年で23年目になります。その間3年ごとに、制度改正が行われており、来年また計画の改定の時期を迎えます。次の計画期間中の2025年には、団塊の世代の全てが、75歳以上の後期高齢者となり、社会保障の制度等が持続していく事ができるかどうか、懸念されています。このような中、清瀬市では平成29年度より、日常生活支援総合事業がスタートし、地域ごとに生活支援コーディネーターを配置したり、脳トレ元氣塾等、介護予防事業を行ったり、住民主体の10の筋トレの拡大にも力を入れ</p>

	<p>ております。また昨年 12 月より、後期高齢者医療の保健事業と、介護予防の一体的な実施を開始し、国保のデータベースを活用しながら、市民の健康課題の解決に取り組んでおります。今日お集りの皆様には、高齢者福祉の専門家として、清瀬市における介護保険事業及び高齢者福祉に関する事項につきまして、新たな清瀬の未来像を作っていただきたいと思います。長期に渡り大変な作業が続くかと思いますが、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>【事務局】 ありがとうございました。</p>
<p>次第 3. 委員紹介</p>	<p>【事務局】 続きまして、次第3 委員紹介に移らせていただきます。 資料1の委員名簿をご覧ください。なお本日の会議ですが、浅見委員、金子委員、島田委員、田代委員、星野委員、前川委員がご都合によりご欠席との連絡を受けておりますので、ご了承のほどお願い致します。それでは恐縮でございますが、私の方から皆様のご所属とお名前を読ませていただき、紹介をさせていただきます。では資料1の順番でご紹介させていただきます。 (名簿順に紹介) 以上16名の皆様でございます。どうぞよろしくお願い致します。 続きまして事務局の紹介をさせていただきます。 (事務局紹介) 大変恐れ入りますが副市長はこの後他の業務がございますので、退席させていただきます。副市長ありがとうございました。</p> <p>【副市長】 どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>【事務局】 続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。先日事務局より送付致しました資料をお手元にご用意願います。まず本日の次第でございます。次に資料1 委員名簿でございます。続いて資料2 清瀬市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)評価策定委員会傍聴に関する取扱いについて(案)と参考資料として、体調チェックシートでございます。次に資料3-1 清瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の黄緑色の冊子でございます。それから資料3-2 本計画の概要版がA3サイズを2つ折りにしたものでございます。次に資料4 令和3年度清瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画令和3年度事業評価とその後ろにサービス種類別の給付実績でございます。次に資料5 アンケート調査項目案、こちらは資料5-1から5-3の3種類に分かれておりまして、清瀬市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、清瀬市在宅介護実態調査、清瀬市サービス事業所調査となっております。そして意見書様式でございます。そしてもう1点、債権者登録申請書兼支払口座振込依頼書と記入例でございます。以上が事前に送付した資料でございますが、お手元</p>

	<p>にない方はいらっしゃいますでしょうか。 それでは進めさせていただきます。</p>
<p>次第 4. 事務局 からの説明 ・傍聴の取 扱い案につ いて</p>	<p>【事務局】 次に次第4 事務局からの説明に移らせていただきます。資料2 清瀬市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）評価策定委員会傍聴に関する取扱いについて（案）をご覧ください。 本委員会は清瀬市まちづくり基本条例及び清瀬市附属機関の会議の公開に関する規則により、原則として公開する事とされています。公開方法については資料2 に示した傍聴に関する取扱いに則した形での委員会の傍聴と、委員名を非公開とした議事録の公表の2点で行いたいと考えております。この方法について皆様のご承認をいただければと思います。よろしいでしょうか。特に反対意見等ございませんでしょうか。では本会議の公開方法については、今申し上げた内容でさせていただきます。</p>
<p>次第 5. 委員 長・副委員 長の選出</p>	<p>【事務局】 それでは次に次第5 委員長・副委員長の選出に移らせていただきます。委員長・副委員長の選任については、委員の皆様による互選となっております。どなたか自薦もしくは推薦をお願いできますでしょうか。 【委員】 委員長には前期の評価策定委員会の委員長で、日本社会事業大学で教鞭をとられ、認知症ケアや高齢者への医療保健福祉の連携を研究領域とされている下垣委員を推薦します。副委員長には前期の評価策定委員会の副委員長で、様々な介護サービスを提供されている東京聖労院常務理事をされている小滝委員を推薦したいと思います。 【事務局】 ありがとうございます。ただいま委員より、委員長として下垣委員、副委員長として小滝委員のご推薦をいただきました。皆様ご賛同いただけますでしょうか。 【委員】 異議なし。 【事務局】 ありがとうございます。また下垣委員と小滝委員、お引き受けいただけますでしょうか。 【委員】 はい。 【事務局】 それでは本委員会につきまして、委員長を下垣委員、副委員長を小滝委員に決定させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。 それでは恐縮ではございますが委員長と副委員長よりご挨拶を賜りたいと</p>

	<p>思います。まずは下垣委員長よりお願いします。</p> <p>【委員長】</p> <p>この度計画に関しましての評価策定委員会での委員長ということで選任頂きました下垣です。前回に引き続き、清瀬が高齢になって、また認知症になったとしても、できるだけ住み続けたいまちであるためにできることを皆さんと一緒に考えていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。</p> <p>【副委員長】</p> <p>東京聖労院の小滝と申します。前回も下垣先生のお手伝いをさせていただきました。私は特に何もすることがないかなと思っておりませんが、現場の方の経験知見の方ではお役に立てればと思っております。第9期の策定に関しましては、コロナ禍における地域包括ケアの推進と財源の問題が出てくると思っております。厚労省の部会の意見を見ておりましても、相当厳しい内容になっていますので、その辺も踏まえながらできればいいなと思っております。よろしくお願い致します。</p> <p>【事務局】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは議題6と7番の進行につきましては委員長にお願いしたいと思います。それでは下垣委員長よりお願いします。</p>
<p>次第</p> <p>6. 清瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画概要説明</p>	<p>【委員長】</p> <p>では次第に従いまして、清瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の概要説明を事務局からお願いします。</p> <p>【事務局】</p> <p>それでは清瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の概要について説明させていただきます。事前に送付した資料3-2の計画の概要版をご覧ください。</p> <p>まず本計画の策定の趣旨でございます。総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢者人口は増加し続けることに伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、及び認知症高齢者も増加していく事が予測されます、今後、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される中で、全ての高齢者が、疾病の有無や要介護状態の度合いに関らず、住みなれた地域で尊厳ある生活を送れるよう、第7期計画の取組や課題を踏まえ、清瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定するものです。</p> <p>次に計画の位置づけですが、本計画は高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8に基づき策定する高齢者保健福祉計画と介護保険事業に係る保険給付の円滑の実施を図るため、介護保険法第117条に基づき策定する介護保険事業計画の2つの計画により構成されています。これらは一体的に策定する事が、介護保険法117条に定められていることから、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画として策定をしております。</p>

次に計画の期間です。本計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3年間となっております。この計画は介護保険制度がスタートした平成12年度から3年ごとに改定してきており、現在は第8期計画となっております。委員の皆様には、現在の計画に記載されている各施策の取組を評価していただきつつ、次期計画である第9期計画の策定に携わっていただくことになっております。

次に裏面をご覧ください。これは市の人口推移及び推計と要支援・要介護認定者数と認定率の推移・推計を記載しています。清瀬市の人口推計では、総人口は今後緩やかに減少していくものと見込まれています。資料上段のグラフでは、0歳～14歳までの年少人口と、15歳～64歳までの生産年齢人口と、65歳以上の高齢者人口の3つの区分に分けて、人口推移・推計を示しています。高齢者人口の推移をご覧くださいますと、現在の令和4年度から3年後の令和7年度にかけては、高齢者人口は少しずつ減少していくと見込まれます。一方で高齢者の中での割合として、令和7年度にかけて、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる事から、高齢者の高齢化が進む見込みとなっております。その後の推計では、5年ごとに令和12年度、令和17年度、令和22年度の人口推計を記載していますが、今度は令和22年度にかけて、団塊の世代のジュニア世代が高齢者になっていく事から、高齢者人口は増加していくものと見込まれています。また、その他の区分として、年少人口と生産年齢人口の推計をみますと、こちらは共に減少していく見込みとなっており、総人口としても減少していく推計となっております。

その下の要支援・要介護認定者数と認定率の推移・推計では、こちらもこれまでの推移と令和22年度までの推移・推計を記載しています。先程もご説明した通り、令和7年度にかけては、団塊の世代が後期高齢者になっていく事から、高齢者の高齢化が進み、それに伴い、要介護認定者及び認定率は上昇していく見込みです。この傾向は令和12年度まで続く見込みです。その後は団塊世代のジュニア世代が高齢者になっていく事から、前期高齢者の割合が増加し、その結果要支援・要介護認定者及び認定率は減少するものと推計しております。なおこの推移・推計につきましては、計画書の冊子の8ページ～14ページ辺りに詳細な記事を掲載しておりますので、別途ご覧いただくと幸いです。

次に本計画の基本理念・基本目標及び施策の体系でございます。本計画の基本理念は「高齢者が住みなれた地域で尊厳あるその人らしい生活を送れるよう健康でいきいきと暮らしていけるまち」としております。また基本理念を実現するための基本目標は4つで、1番目の「住みなれた地域で安心して暮らす」では生活支援サービスの充実、医療・介護の連携、認知症施策の推進、家族介護者への支援、権利擁護の推進、高齢者向け住宅などの推進、安心安全のまちづくりの7項目を施策目標に掲げています。2番目の「一人ひとりがその人ら

	<p>しくいきいきと暮らす」では地域交流の場の充実や高齢者の活動支援、技能や経験を発揮できる環境づくり及び生涯学習環境の充実を施策目標として掲げております。3番目の「いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らす」では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、介護予防の充実、支え合いの活動支援及び運動できる環境の推進の4つを施策目標として掲げています。そして4番目の「介護が必要となっても安心して暮らす」では、介護保険サービス基盤の充実、介護保険料の適切な設定、介護保険事業の円滑な推進、介護人材の確保及び質の向上、定着支援の4つを施策目標として掲げています。これらの具体的な取組につきましては、計画書の48ページ以降に記載しておりますので、別途ご覧いただければと思います。</p> <p>最後に今期計画中の介護保険料についてです。個々では65歳以上の方の保険料を記載しています。介護保険料は介護保険事業の事業費全体のうち、23%分を構成するものとなっており、大変貴重な財源となっています。この介護保険料は計画策定の3年ごとに改定することとなっており、3年間の計画期間中の総事業費のうち、65歳以上の高齢者が負担する23%分の金額を市内の高齢者数で割り計算しています。表の中の第5段階が基準額となっておりまして、清瀬市では年額保険料74,200円が基準となっています。なお、この保険料につきましては、その方の所得額に応じて決定することとなっており、標準的な設定は9段階に分けることとなっていますが、清瀬市では18段階まで分かれています。これは所得に応じた保険料の段階を細分化することで、所得の高い方には相応のご負担をいただくということで、極力低所得の保険料負担を軽減しようということから、18段階まで細分化しています。なお、この18段階まで細分化しているのは、都内でも2番目であると記憶しています。</p> <p>以上で清瀬市高齢者保健福祉計画第8期介護保険事業計画の概要についての説明を終わります。お時間の都合もございますので、より詳細な計画の内容につきましては、冊子でお配りした計画書をご覧くださいませよう、どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>【委員長】</p> <p>ありがとうございました。ではご質問等ありましたら、他の議題を進めて、後でまとめていただければと思いますので、よろしくお願い致します。</p>
<p>次第</p> <p>7. 議題</p> <p>・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備について</p>	<p>【委員長】</p> <p>では続きまして、議題の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備についてですが、よろしくお祈いします。</p> <p>【事務局】</p> <p>認知症対応型共同生活介護の整備についての前に、清瀬市の状況について概要をお伝えしたいと思います。まず清瀬市の調整済み認定率ですが、全国や東京都の中でも清瀬市は認定率が高い状況にあり、その中でも要支援の方の認定率が高い状況になります。在宅・居宅系サービスの利用者割合ですが、要介護</p>

3の在宅利用割合が低くなっていて、清瀬市の場合は要介護3の方で施設に入所されている方の割合が、他市と比べて多い傾向になります。第1号被保険者1人あたりの給付月額ですが、介護老人福祉施設を利用されている方が一番長い所が清瀬市になっていますが、かなり高くなっています。また通所介護の利用割合も全国よりも高い状況です。また、福祉用具貸与も清瀬市は若干高い傾向にあります。サービスごとの受給率になりますが、施設サービスの利用状況が、清瀬市は全国や東京都、近隣市と比べて、かなり多い状況になります。令和2年ごろに清瀬が一番高くなりまして、その後年々差が広がっている状況です。中でもこの薄いピンクが要介護3の方になりますが、要介護3の施設サービスの利用割合が高く、近隣や全国と比べてかなり多い状況にありまして、清瀬市では比較的介護度的には軽度の方から施設に入所が出来るような状況にあります。居住系サービスにつきましては、令和2年までは一番低かったのですが、令和3年度からは東京都よりは低いのですが、近隣市とは同程度になっております。居住系サービスというのはグループホームと特定施設という有料老人ホームのサービスになります。在宅サービスの受給率はこちらも全国や近隣都市と比べて多い状況になります。調整済みの第1被保険者1人あたりの給付率は、施設サービスについて多い状況がございまして、5,137円となります。続いて通所介護について、こちらも清瀬市は高い状況でして、1人あたりの給付率は2,656円となります。福祉用具貸与ですが、こちらも若干高い状況にありまして、1人あたり831円と他の所と比べて高い状況にあります。清瀬市の傾向として簡単にお伝えさせていただきました。

続きまして、グループホームの待機者調査を定期的に行っていますので、その結果についてお話させていただきます。前回第8期の計画に合わせて、令和3年9月に実施しています。こちらは市内のグループホームに協力していただき、全申込者を出していただいた後に、市の方で重複を削除したものになります。令和元年9月時点で10人、令和3年の9月時点では18人ということで、この3年間で伸びている状況になります。グループホームは1ユニット9名で、整備をする場合は通常2ユニット18名となりますので、18名の待機者という状況ですと、2ユニットの整備というのは大きいのではないかと考えています。なお待機者のその後の状況を調べてみたのですが、令和元年の10人について、今月の状況を見てみたのですが、サ高住が1名、老健が1名、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームが2名で、この2名も一旦グループホームに入居された後、特別養護老人ホームに移られている状況です。またグループホームが4名、医療機関に入院が1名、資格喪失の方が1名でした。また令和3年の18名の今月の状況ですが、自宅が4名、サ高住が4名、介護老人保健施設が1名、グループホームが6名、有料老人ホームが2名、資格損失が1名となっております。グループホームの待機者の状況については、継続してモニタリングを行っていきたいと考えていますが、グループホームの現状をこの

後、グループホームさくらの苑の管理者の村田様からお話をいただけることになっておりますので、村田様よろしく申し上げます。

【グループホーム施設長】

グループホームさくらの苑の施設長をしております村田と申します。グループホームの運営実態について少し説明させていただきます。皆様ご存じかと思いますが、グループホームは地域密着サービスの1つで、認知症の高齢者の方を対象に少人数のユニットで共同生活をする施設となっております。1ユニット9人の2ユニット18人を定員としたものが多く、さくらの苑もそのうちの1つに当たります。

さて、終の棲家としてのグループホームではございますが、近年平均寿命の上昇や建物の設備的問題、マンパワー不足や職員の高齢化等の理由により、最後まで看取るということがなかなか難しいケースが増えております。身体機能の低下により、全面的な介助が必要な方ですと、移乗や移動、入浴など十分な安全なサービスが提供できず、ご利用されている方にも負担をかけてしまうようなこともございます。そのような際には、申し訳ない事ではございますが、他の施設サービスを提案・紹介させていただくこともあり、その結果、特別養護老人ホーム等に送り出すケースも近年増えてきているように思います。またこのように対応していく事が必要になっている現状があります。その辺りで少し回転率が上がってきているのかなあという印象がございます。

続いて経営的な面でのお話をさせていただきますが、ここ数年は定員18名であるさくらの苑においても、稼働率が96%を維持できている状況です。ただし急な体調変化等により、同月に2名いなくなってしまうこともあります。実際あまり聞かない話だと思いますので、ご説明致しますと、定員18名の当ホームで、2名様ベッドが空いてしまうと、およそ稼働率としては90%ですが、急に収益がない、または赤字の状況に陥ります。ですので、この状態を続かないようにしていく事が、運営上急務となっております。他のホームの話伺いますと、ホームによっては1名空いた時点で収益が出ない為、稼働率99%を目標としているというお話も伺っております。この辺りの違いについては、建物の所有か賃貸かの違いによって変わってくるのではないかと思います。現在のグループホームの介護報酬ではこのような状況があることは、ご理解いただければと思います。

関連してですが、現在の入居待ち、待機者の状況ですが、少しずつ増えている印象がございます。周りのホームに伺った所、平均的には5~6名というのが多かったですが、ただしこの場合、同じ方が同時に複数のホームを申し込んでいるというケースもございまして、実際ベッドが空きましたという連絡をしてみると、既に他のグループホームや有料老人ホームへの入居が決まりましたという報告を受けるケースも多くあります。なので、この状況で待機者が多いと捉えるか、少ないと捉えるかにつきましては、何とも言えないというのが実

感でございます。

以上、部分的ではございますが、グループホームの現状についてお話をさせていただきました、貴重なお時間をいただきありがとうございました。

【委員長】

ありがとうございました。今グループホームの整備についてのご説明をいただきました。皆さんの方で質問等いかがでしょうか。

【委員】

前提について、この整備についてという議論は、整備を進めるかどうかというのを検討するのですか。最初の所を聞き逃してしまって、どういうスタンスで今のお話を理解していけば良いのかというのがわからないまま進んでいるのですが、確認させていただいてよろしいでしょうか。

【事務局】

こちらは第8期の介護保険事業計画で、地域密着型の施設のサービスの整備を盛り込んでおりまして、計画書で申し上げますと、74ページに整備計画を記載しています。74ページの上の表、地域密着型サービスの整備計画の4つ目に、グループホームの現在の事業所数としては5か所で、定員数は81で、今期8期の計画の中に、計画上では1か所2ユニット18名定員のグループホームを整備する計画として、本計画は作られています。ただ一方で、待機者の状況等をみますと、先程の説明にもありました通り、今年の9月の時点で待機者が18名ということで、計画上では整備を1か所するというように記載していますが、本当に計画通りに整備をすると、既存の事業所の運営にも影響が出てしまうということで、今期計画に本当にグループホームを整備するのか、または今の待機者の状況を踏まえて、次期の9期計画以降で改めてグループホームの整備を検討するのかということについて今回議題として挙げさせていただきました。

【委員】

清瀬市内の高齢者の認知症の方の数から考えますと、おそらくグループホームに対するニーズはかなり高いのではないかと思います。グループホーム自体がどういう施設なのかという周知が乏しいのではないかと感じています。私事ですが、現在母がグループホームに入居しております。入居前は、グループホームとは本人の能力を活用しながら職員や同居する方と共同生活するところぐらいの理解で、具体的なイメージがわからず、よくわからないというのが正直なところでした。しかし、利用してみると、認知症の方にとっては非常に効果的な介護施設だろうと感じています。待機者の数が現状では必ずしも多くないので、施設を今後増設するかどうかについてためらいがあるようなご意見でしたが、グループホームの特性についてももう少し積極的に周知を図ってはいかがでしょうか。

【委員】

先程の説明で、要介護3の方の施設入所が他市より多いという事で、他市に比べて比較的施設入所がしやすいという状況でもある内容だったと思うのですが、これまでの議論や計画や市民として受ける情報では、施設がたくさんほしいというメッセージを多く感じていて、清瀬は施設がすごく足りなくて困っていると思っていたので、グループホームも住まいの選択肢の1つとしてあった方がいいと、会議に参加する前は思っていたところがあって、先程情報提供が必要だというようなお話もあったので、利用者側の例えば高齢者やそのご家族に、グループホームと特養はどう違うのか、グループホームは地域密着型のサービスでという事が、十分に伝わってなくて、とにかく施設が足りないというイメージや印象を持っているので、今回グループホームの現状を教えてくださいました限りでは、ものすごく急いでグループホームを整備しなければいけないかと言ったら、そうではないという状況であったり、あとは在宅で生活している人達をどうサポートしていくかをニーズ把握も含めて、やっていく事が必要だと感じました。

【事務局】

ありがとうございます。確かに清瀬市の施設等の状況で申しますと、グループホームを平成25年度と26年度の2年間で2か所整備をしまして、その時は都内でもかなり整備率が高いという事で、それ以降については、グループホームの整備計画の介護保険事業計画からは整備を落としていた時期もあったのですが、8年程年数が経ってきまして、市内でも認知症の高齢者の方が増えてきているという所では、必要性については継続して考えていく必要があると考えております。一方でグループホーム以外の施設として、例えば今市内には特別養護老人ホームが5か所と、介護保険の施設ではないですがサービス付き高齢者住宅もかなり増えてきているというところでは、その人によって入る施設等は異なりますが、在宅で生活できない方が、どこか別の場所で生活する受け皿は、市内も含め近隣の市も含めて、かなり整備できているのかなと私自身は感じております。

しかし一方で、先程意見をいただきましたように、グループホームの周知や、他の施設との違いについて、一般市民の方にとっては、ちゃんと調べてみないとわかりにくい所だと思いますので、周知についてはこちらとしても力を入れてやって行きたいと考えています。

【委員】

グループホームとは離れてしまいましたが、私の法人では特別養護老人ホームを運営しておりますので、その現場からという事でお話させていただきたいと思います。入所待機者というお話が出ていたと思いますが、特養の立場から言いますと、入所待機者は感覚的には明らかに減っていると認識を持っています。重点化に伴い、特養の対象が基本的には要介護3以上の方になったことが

影響していると思いますが、入居の方々の回転が非常に速い、入所してから待機するまでの期間が非常に短くなっているのが現実です。従って年間の退所率が定員に対して恐らく 25%~30%ぐらい、年間入れ替わるというような形になっているので、私の施設だけでも 20 名くらいの方が新たに入所され、市内には 5 か所の特養があるので、単純計算でいくと 100 名くらいの方が入れることになるのではないかと感じます。そうすると、先程の待機者の話がございましたが、待機者自体は減ってきているというお話がありました。他にもう 1 つ言える点は、現在特養に申し込みをしながら入れない方の多くは、順番待ちという事情と共に、その方の容態、重度化により医療的ケアが濃厚に必要なため、通常の特養では受け入れられないという方が多分に含まれています。そう考えると、特養の対象者が現在の数と枠を考えた場合、受け入れられる能力を考えた場合、果たして多いのだろうかという疑問を正直いつも持っているというところがございます。ですので、先程先生からお話がありましたように、今後なくていいという話ではないのですが、急いで設置するかという点と、施設の必要性というのは別々に考えていく必要があるという気がしています。

あともう 1 点。先程村田先生がおっしゃっていましたが、18 名のグループホームで、2 ユニットグループホームで、96%・99%という稼働率を維持するのは、現場から言うととんでもなく難しい状況です。おそらく入院したら次の人をすぐに入れないといけないとか、そういうことを繰り返していかないと維持できなくなってしまうという事が容易に想像できます。そう考える今急いで増やすと事業所が運営できなくなって、事業所が潰れてしまうということが、ニーズはあるかもしれませんが、運営ができなくなってしまうという循環が起こりかねないという事を、現場感覚的には感じている所ではございます。議論と離れてしまいましたが、そんな感覚を持っていることは発言させていただきました。

【委員長】

ここで決定するというわけではないですね。

【事務局】

委員の皆様からいただいた意見をもとに、我々の方でも再度検討させていただきたいと考えています。またこの待機者の状況につきましては、昨年 9 月に調査を行ったのですが、今年も来月中辺りで現在の待機者の状況を把握するために、別途各グループホームへ伺う予定でございますので、これについては継続して考えていきたいと思っています。

【委員長】

では皆様のご意見やご質問も踏まえて、検討するという事ですので、先程ありましたように、今の待機者の話もそうですけど、どういう形で市民に情報を提供していくのかという事も検討していただければと思います。

<p>次第</p> <p>7. 議題</p> <p>・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 令和3年度事業評価について</p>	<p>【委員長】</p> <p>では続きまして高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 令和3年度事業評価について事務局よりお願いします。</p> <p>【事務局】</p> <p>では事前にご送付させていただきました清瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 令和3年度事業評価に沿ってご説明させていただきます。なお前期から委員を務めていただいている方には、前回と比べると様式がガラッと変わって、見づらい部分もあるかと思いますが、まずは記載項目についてご説明させていただきます。</p> <p>この様式では計画に掲げる施策目標ごとに評価をしております、表の1番左の区分の欄では計画上の基本目標を記載しています。その右の施策目標では計画上の施策目標を記載しています。その右の推進方針等では、施策目標を達成するための方針等を記載しています。その右の課題の欄では施策目標を達成する上での課題を記載しています。その右の事業等では、市で実施している事業を記載しています。その右の目標の欄では、施策目標達成のための各年度ごとの事業目標を記載しています。なお数値で示せるものにつきましては、数値を用いて目標設定をしています。続いてその右側の欄では、施策を担当する所管課名を記載しています。以上がまず、清瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に記載されている内容になります。その右の欄からは実際に令和3年度中に実施した事業等、取組内容を記載しております、実施内容と自己評価結果、自己評価内容と現状抱えている課題とその対応策を記載しています。なお自己評価については4段階の評価をしております、◎は達成できた、○はおおむね達成できた、△は達成がやや不十分、×はまったく達成できなかったという基準で評価しています。施策目標ごとの評価については、後ほど委員の皆様からご意見をいただければと思います。</p> <p>では次に施策目標ごとにご説明申し上げます。なお本日は時間も限られています事から、令和3年度より新たにスタートした事業や、これまでの変更した事業を中心にご説明致します。</p> <p>まず区分1 住みなれた地域で安心していきいきと暮らすの(1)生活支援サービスの充実についてです。令和3年度の実施内容としては、新たに住民主体型訪問型サービスBを開始しました。この住民主体型訪問型サービスBとは、要支援の認定を受けた方、またはチェックリストにより、支援の必要があると認められた方に、支援を行う事で、必要な限り地域で自立した生活を営むことが出来るよう支援することを目的とした事業で、清瀬市シルバー人材センターに委託をして実施しています。このことにより、元気高齢者の働く場の確保や専門的な支援の手を要介護者に集中できる等の効果があるため、継続して実施していく事としております。自己評価結果は◎としています。</p>
---	---

次に施策目標(2) 医療・介護の連携についてです。コロナ禍前は、医療・介護それぞれの現場の従事者が実践的に学べるよう研修会の開催をしておりましたが、コロナ禍においては、感染症拡大防止や医療・介護の現場が大変忙しくなっていることから、思うような行動が困難な状況になっております。ただそのような中でも医療・介護が互いに顔の見える関係を途絶えさせないよう、オンラインによる会議を開催し、各現場における新型コロナウイルス感染症の状況や対応策等の情報共有を致しました。また令和3年度は、ICTを活用し効率的な情報共有ができるようMCSというツールの導入検討や、実際にモデルケースを用いて使用感を試してみるという事を実施しました。なおこのMCSは、今年度中に実際の運用を開始する予定になっています。自己評価結果は○としております。

次に(3) 認知症施策の推進についてです。令和3年度の取組としては、認知症サポーター養成講座を感染症対策としてオンラインで開催した他、市内の公立小中学校14校全校で認知症サポーター養成講座を実施しようという取組をスタートしました。なお令和3年度末時点での認知症サポーター養成講座修了者のべ人数は、11,153人となっており、目標の11,000人を上回っています。また認知症サポーターステップアップ講座を修了した方を中心としたチームオレンジの活動開始に向け、令和3年度には計6回のミーティングを開催し、30名のチーム員の皆様に、チーム名から活動内容、活動拠点など様々なご議論をいただきました。また認知症当事者の方から意見や思いを聞き、施策に反映させる取組である本人ミーティングは2回開催し、認知症の方計4名と、またとうきょう認知症希望大使1名にも参加をしていただき、交流を深めることが出来ました。また認知症家族会ゆりの会や、認知症カフェの開催については、コロナ蔓延期には事業を休止せざるを得ない時期もありましたが、可能な限り感染症対策を講じた上で開催し、情報交換や地域での交流を行いました。なおこれらの事業に参加して頂いた方の中には、今年度より開始したチームオレンジの活動の中で、活動拠点の整備やミニ音楽イベントで演奏していただく等、ご活躍されている方もいます。自己評価結果は◎としています。

次にページに参りまして、施策目標(4) 家族介護者への支援でございます。先程の認知症支援でも少し触れましたが、コロナ蔓延期を除いては認知症家族会ゆりの会や認知症カフェを開催し、情報交換や地域での交流を行って参りました。また行方不明時の対策として、事前に「いなくなっちゃうかもリスト」に登録していただくことや、実際に行方不明者が出た時には、東京都認知症サイトや市の一斉メールにより情報提供をし、搜索の協力を図りました。自己評価結果は○としています。なお先程令和3年度より認知症サポーター養成講座を公立小中学校全校で開始したと説明しましたが、今年度からはヤングケアラー支援として、認知症サポーター養成講座の中で、ヤングケアラーのパンフレットを配布し、周知に努めております。また実際にヤングケアラーを発見し必

要な支援に繋げるため、講座終了後のアンケートに項目として、「あなたもしくはあなたの身近にヤングケアラーだと思う人はいますか。」という項目を追加しました。この質問にいと回答した児童生徒へは担任の先生から声掛けをしていただき、面談を実施し、子ども家庭支援センターや地域包括支援センター等、相談先を記載したパンフレットを渡しています。また面談を実施した児童生徒については、子ども家庭支援センターと共有する取組も今後検討して参ります。この取組につきましても、子ども家庭支援センターと教育委員会と地域包括支援センターとの連携でまずはできる事から対応を開始していく事としています。こちらは今年度スタートしたという事で、評価調査には記載していませんが、新たな取組として今回ご紹介させていただきました。

次に施策目標 (5) 権利擁護の推進についてです。実施内容としては令和4年度から清瀬市社会福祉協議会清瀬権利擁護センターあいねっとに中核機関を設置するよう検討を重ねて参りました。検討の結果、中核機関の役割として、後見人のマッチングや成年後見人等が選任された後のフォローアップおよび市民後見人の育成に取り組むこととしました。なお市民後見人の育成講座は令和3年度中には開催することができませんでしたが、今年度はちょうど昨日入門編の講座を開催し、来月以降には基礎講座を開催する予定になっています。自己評価結果は○としております。

次に施策目標 (6) 高齢者向け住宅等の推進では、高齢者が住みなれた家で安心して暮らしていけるよう、自立支援住宅改修費助成制度の周知に努め、11件の改修について助成を行いました。自己評価結果は○とし、住宅施策について引き続き周知の上、適正に実施することとしています。

次に施策目標 (7) 安心安全のまちづくりについてです。令和3年度の実施内容として、避難行動支援者登録制度では、地震や台風・大雨等の災害に備え、市報での周知や市の防災訓練時及び民生児童委員の訪問時等を活用して、登録者数を増やすように努めました。また救急情報シート配布事業では、市役所窓口にて救急情報シートを配布し、累計 8905 枚のシートを作成完了しました。自己評価結果は○とし、引き続き高齢者の皆さんが安心安全に暮らしていけるよう、事業を実施して参ります。

次に区分2 一人ひとりがその人らしくいきいきと暮らすの施策目標 (1) 地域交流の場の充実についてです。推進方針等は2項目で、地域での見守りやサロン活動推進のための場所の提供や、運営支援等に取り組んでいます。令和3年度中は新型コロナウイルス感染症の影響で、サロン活動等休止せざるを得ない時期もありましたが、活動再開時には生活支援コーディネーターが中心となり、再開に向けた支援等を行って参りました。自己評価結果は○としております。

次に施策目標 (2) 高齢者の活動支援についてです。推進方針等は2項目で、シニアクラブ等の団体への支援や、住民主体による介護予防事業の充実を図り

ます。令和3年度の実施内容として、高齢となってもこれまでの経験や能力をいかして、社会参加ができるよう就労の場所の充実や、社会活動の充実を図るためシルバー人材センターやシニアクラブ等の団体に対し、運営経費の補助を行いました。自己評価結果は○としております。

次に施策目標(3) 技能や経験を発揮できる環境づくりについてです。推進方針等は2項目で、シルバー人材センターへの就労や地域での活動の場の充実、介護サポーターの活動推進を掲げています。令和3年度の事業実施内容としては、清瀬介護サポーター事業では、活躍の場であった施設がコロナの影響でボランティア受け入れが困難になり、事業参加者の減少もありましたが、一方で認知症サポーター養成講座等、施設外での活動も事業対象とする事で、サポーターの皆様にも活躍していただけるよう努めて参りました。また、シルバー人材センターの取組では、新規会員獲得に向けて、女性限定の説明会を行いました。会員数は857人となっております。自己評価結果は○としております。

続きまして区分3 いつまでも元気に介護を必要とせず暮らすに移らせていただきます。施策目標(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についてです。推進方針等は3項目で、高齢者の健康延伸のため、保健事業と介護予防を一体的に実施し、また市役所内部や後期高齢者医療広域連合等、外部の関連機関と連携しながら、事業のあり方等を検討する事としております。令和3年度の実施内容は、評価調書の実施内容欄に記載の通りで、従来の事業を集合方式だけでなく、電話やオンライン・テレビ放送等の実施方法により、コロナ禍における健康づくりを推進した事や、健康診査等については、受診勧奨を行った事により、前年度と比較して特定健診受診率は6.6%、また後期高齢者健診受診率は1.9%向上した事から、自己評価結果は○としております。

次に施策目標(2) 介護予防の充実についてです。推進方針等は8項目あり、様々な事業展開により、高齢者の介護予防に努めて参りました。その中で令和3年度事業の主なものとしては、住民主体による通いの場の充実として、10の筋トレの立ち上げ支援に努め、新たに9団体が立ち上がりました。昨年度末時点では23団体が市内で活動しています。一般介護予防事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により、目標とする延べ参加者数は減ってしまいましたが、事業参加者の満足度は高かった事から、自己評価結果は○としております。

次に施策目標(3) 支え合いの活動支援につきましては令和3年度の実施内容が、先程説明した地域交流の場の充実と介護予防の充実を重複しておりますので、説明は割愛させていただきます。

次に施策目標(4) 運動できる環境の推進では、健康維持や体力づくりに日常的に取り組めるような、環境の提供を推進方針とし、市内の公共施設を活用していただく事や、ウォーキングやゲートボール、グランドゴルフ等、コロナの影響を受けにくい活動の推進に努めました。自己評価結果は○としております。コロナ禍においても健康づくりに取り組めるよう、引き続き各種事業展

開や公共施設等の適切な提供を行って参ります。

次に区分4 介護が必要となっても安心して暮らすの施策目標(1) 介護保険サービス基盤の充実についてです。推進方法は、過不足ないサービスの提供と地域支援事業の実施の2項目とし、各種サービス基盤の整備・充実を図っております。令和3年度の実施内容としては、新たに住民主体型訪問サービスBを開始した他、地域ケア会議等で抽出される地域課題として、移動支援サービスがあげられており、検討いたしました。なお令和3年度中の介護サービス等の種類別の給付実績につきましては、また後ほどお伝えいたします。自己評価結果は○としております。

次に施策目標(2) につきましては、施策目標が介護保険料の適切な設定としておりまして、現在の計画策定時の令和2年度中に介護保険料を設定しております。この保険料につきましては、計画の改定の3年ごとに設定をする事から、毎年の事業評価にはそぐわない項目と判断し、今回この事業評価からは除いています。

次に施策目標(3) 介護保険事業の円滑な推進についてです。推進方針等は6項目ございまして、介護保険事業の円滑な運営に努めております。令和3年度の実施内容としては、介護予防の通いの場の充実として、10の筋トレの立ち上げ支援や、多職種が連携した地域ケア会議の計39回の開催、地域支援コーディネーター等を中心とした地域での活動促進、給付の適正化では介護認定調査員の現任研修や、介護認定審査会における適正なケースのためのモデル審査会の実施、その他ケアプラン点検や住宅改修、福祉用具点検等を行いました。現計画の1年目として計画に記載しているこれらの取組を実施し、概ね目標達成できたと判断し、自己評価は○としております。

最後に施策目標(4) 介護人材の確保及び質の向上・定着支援についてです。介護人材の課題については、市としても最重要課題として捉えており、確保と定着に向けた取組を行っています。令和3年度の実施内容としては、介護人材の裾野を広げるための、介護のはじめの一步研修や、介護支援専門員向けの初任者研修、現任研修及び全事業所を対象とした令和3年度介護報酬改定の説明動画の配信を行いました。自己評価結果は○としておりますが、引き続き人材確保・定着に向けた取組について、検討し実施して参ります。評価調査に関する説明は以上となりますが、次に介護サービス種類別の給付実績について説明します。

【事務局】

資料令和3年度サービス種類別の給付実績をご覧ください。こちらは計画値に対する実績値と実施率を右側に挙げています。令和3年度としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護予防訪問看護の実施率が66.6%となりました。要支援者の訪問看護の利用減が顕著になっていて、この理由というのは新型コロナの影響で、訪問看護の中のリハビリサービスを利用していた方

が、利用を控え、お休みがずっと続いたケースがとても多かったと現場から聞いています。また、介護サービスの通所介護について、給付費の伸びが著しかったのですが、新型コロナの影響で令和2年度で初めて減少に転じて、令和3年度は2年度よりは回復していますが、伸びは対前年0.6%に止まっています。特定施設入所者生活介護の実施率は103.9%で、対前年で12.2%の伸びとなっています。市内・市外事業所とも、利用者が増えている状況にあります。

介護サービスの訪問介護は対前年9.1%の伸びで、特に市内事業所の利用率が増え、コロナ禍や介護人材不足がある中、市内事業所の様々な工夫のもと、多くの被保険者にサービスの提供が行われている状況です。全体としては実施率95.9%で概ね計画通りの実施となったと判断しています。以上です。

【委員長】

ありがとうございました。今の説明を受けて、ご意見等あればお願いします。

【委員】

改めてこの資料を見せていただいて、本当に色々な施策をされていて感動致しました。私は包括支援センターの運営協議会の公募委員や、まちづくり委員の公募委員等もやっていて、仕事も訪問看護の雑誌を作っている出版の編集職ですから、それなりの知識もあると思っていたのですが、これだけの取組を行っておられる事や、先程もお話に出たのですが、こういう取組を市民の方がどれだけ知っているのかというのが、足りないと思います、今参加しているまちづくり委員会というのが、公募委員は20人で組織されているのですが、そこで市長への提言を決めようとしているのですが、その20人の方達で委員案というのを作ってきました。その中で、健康や福祉に関するまちづくりの提案というのが、すごく少なかったです。自然を大切にしたいとか、そういう方の意見が圧倒的で、僕としては皆さんの前で、「高齢者の多い清瀬で、高齢者が健康なうちに悪くならないような、そういう取組ができないかというような意見が、もっと皆さんから出てくるかなと思っていましたが、あまりにないのでびっくりしました。」と言いました。まちづくり委員の皆さんは健康な方が多いので、そういう所の意識はなかなか向かないかと思うのですが、まちづくり委員の方ですらあまり福祉や健康についての知識が少ないので、せっかく高齢者の介護保険とか、これだけの事をされているので、もう少し市報で連載をするとか、もっとPRする方法はないのかなと単純に思いました。

【委員長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【委員】

地域密着型サービスの1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施率が212%になっていますが、これに関してご説明いただきたいと思います。これはいつから開始されて、実際にどのようにされているのか、事業所はいくつあるのかとか、具体的に教えていただきたいと思います。

	<p>【事務局】</p> <p>こちらの定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、清瀬市で整備している事業ではなく、清瀬市の被保険者が住所地特例対象施設に入られている場合に、その地域にある事業が実績として挙がっています。住所地特例対象者の場合は、その市民と同じように、その地域密着型サービスを使えるという特例があり、その使われている方の実績になっています。元々の計画値も令和2年度時点で利用されていた方の数値を基に出していて、特に市で整備しているというものではありません。ただ第8期計画で、清瀬市でも定期巡回・随時対応型訪問介護看護を整備をしていくという事で、来年度公募を実施したいと考えていますので、まずは事業所に手上げを検討していただけるためのセミナーを実施し、来年度公募をしていくという準備を進めているところです。</p> <p>【委員】</p> <p>ありがとうございます。私も在宅医療をやっております、今一番必要とされているのが、このような定期巡回の例えば夜間でも定期的に巡回をして、独居の高齢者を訪問して下さる、そしてまた何かあった時に定期巡回をして下さる、そういうサービスが今一番必要だと日頃感じておりますので、是非このサービスを清瀬でも開始していけるように努力していただきたいと心から願っています。</p> <p>【委員長】</p> <p>他に何かございますか。よろしいですか。では、また何かありましたら最後をお願いします。</p>
<p>次第</p> <p>7. 議題</p> <p>・高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定にかかるアンケート調査項目の検討</p>	<p>【委員長】</p> <p>続きまして高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に係るアンケート調査項目案の検討についての部分をお願いします。</p> <p>【事務局】</p> <p>それではアンケート項目案についてご説明させていただきます。事前に送付した資料5-1から5-3のアンケート項目一覧をご覧ください。まず、アンケートの実施にあたっては、3つの区分に分けて実施する予定で、清瀬市介護予防・日常生活圏域調査、これは介護保険の認定をうけていない65歳以上の方、または要支援1・2の認定を受けている方を対象とする調査と、次に清瀬市在宅介護実態調査で、こちらは要介護1～5の認定を受けており、施設入所をしていない方を対象とする調査と、3つ目が清瀬市サービス事業所調査で、これは清瀬市内にある介護保険事業所を対象とする調査で、以上3つの区分での調査を予定しています。</p> <p>次にアンケート項目の留意点を説明します。アンケート項目一覧表の真ん中辺りに、国の手引きに基づく設問という欄で、その下に（国必須）（国オプション）という2列に分かれている箇所があります。この（国必須）に○が付い</p>

ているものは、国の手引きに基づき必ず項目に入れなければならないものとなっており、削除することはできません。その右の（国オプション）の列に○が付いているものは、各自治体により、項目を採用するかどうか選べるものとなっています。その右の清瀬市が独自に設定するものは、国の手引きには記載はないが、市が計画策定の参考とするために、独自に設定した項目となっています。その右には前回調査の実施状況と、今回調査の実施予定を記載していますので、検討の材料にしていいただければと思います。

次にアンケートの内容についてですが、まず清瀬市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査についてです。こちらは日常生活圏域ごとに地域の抱える課題の特定に資する事等を目的として使用するもので、主な質問項目は体を動かすこと、食えること、毎日の生活、地域での活動、助け合い、健康等に関するものとなっています。表の1番左側整理番号で申しますと、整理番号1~4が回答者の属性等について、整理番号5~15は調査対象者の家族や生活状況についての項目となっています。整理番号16~25は体を動かすことについての項目になっています。なお整理番号23~25ではコロナ禍における閉じこもりの傾向把握のため、外出に関する項目を今回新たに追加しています。次に整理番号26~41では食えることについての項目になっています。次に整理番号42~59では毎日の生活についての項目になっています。次に整理番号60~64では地域での活動についての項目になっています。次に整理番号65~74では調査対象者と周りの人の助け合いについての項目になっています。次に整理番号75~82では健康についての項目になっています。次に整理番号83~86では認知症についての項目になっています。次に整理番号87~108では介護保険・福祉制度・サービスについての項目になっています。これについては全て市が独自に設けた項目になっておりまして、介護保険料のことや、成年後見制度に関すること、地域包括支援センターや総合事業の認知度及び高齢者施策等の利用希望や、今後市に力を入れてほしい施策を問うもの等を記載しています。

続きまして清瀬市在宅介護実態調査の説明に移らせていただきます。これは地域包括ケアシステムの構築という観点に加え、介護離職をなくしていくためには、どのようなサービスが必要かといった観点を盛り込むため、高齢者等の適切な在宅生活の継続と、家族等介護者の就労継続実現に向けた、介護サービスのあり方を検討することを目的とした項目により構成されています。またアンケートは調査対象者本人の事を伺うものと、主な介護者の方について伺うものに分かれており、整理番号1~20が調査対象者の事について伺うもの、整理番号21~57が主な介護者の方について伺うものとなっています。まず調査対象者について伺う項目は、ご本人の性別や年齢、お住いの地区や要介護等を伺うものや、現地点での施設等への入所検討状況を伺うものを記載しています。整理番号6では世帯類型について、整理番号7では住んでいる住宅の種類について、整理番号8では年収額について伺っています。整理番号7・8について

は、市独自の設問となっています。整理番号 9～14 ではご本人の疾病等の状況や、介護保険サービスの利用の有無、利用サービス種別や利用回数等を伺う内容で、整理番号 15 では介護サービスを利用することで生活にどのような変化があったかを伺う内容となっています。また整理番号 16 では介護サービスを利用していない方について、その理由を伺う内容となっています。整理番号 17 では家族や親族からの介護の状況、整理番号 18・19 では現在利用している介護サービス外の支援・サービスと、今後の在宅生活に必要と感じる支援・サービスを伺う内容となっています。整理番号 20 では訪問診療の利用状況を把握し、今後の在宅介護予測と需要推計等施策検討のため、訪問診療の利用状況について伺う内容となっています。以上が調査対象者について伺う内容となっています。整理番号 21 以降は主な介護者の方について伺う内容となっています。整理番号 22 では、主な介護者が行っている介護について、また整理番号 23 では育児と介護のダブルケアを把握するための内容となっています。整理番号 24～29 では仕事と介護の両立のための施策検討のため、主な介護者の方の就労状況等を伺う内容になっていますが、27 の勤め先からどのような支援があれば仕事と介護の両立に効果があると思いますかの項目については、回答を市の施策としてつなげることが難しいという事から、今回設問から除こうと考えています。整理番号 30 以降は、全て市が独自に設定する項目となっています。整理番号 30～33 は、認知症についての項目となっています。次に整理番号 34・35 は困った時の相談先についての項目となっています。次に整理番号 36・37 はケアマネジャーについての項目となっています。次に整理番号 38～57 につきましては、介護保険・福祉制度・サービスについての項目となっており、介護保険料のことや、介護サービスに関すること、成年後見制度に関すること、地域包括支援センターの認知度及び高齢者施策等の利用希望や、今後市に力を入れてほしい施策を問うもの等を記載しています。整理番号 50～52 では災害時の支援策を検討するための基礎資料とする項目となっており、整理番号 53 はコロナ禍の影響を把握するための項目となっております。以上が在宅介護実態調査の項目案となっています。

最後にサービス事業所調査で、市内の介護保険施設及び事業所へ回答をお願いするものになります。こちらは特に国の手引き等に調査の指定はないのですが、市内の介護保険事業所等の状況を伺うために実施するものです。なお今回示している調査項目については、前回 3 年前に実施したアンケート項目と同じものとなっています。項目数としては 39 個あり、整理番号 1～3 は回答いただく事業所等の属性に関する項目、整理番号 4～6 はサービス事業の状況に関する項目、整理番号 7～11 は市内のサービス事業の状況に関する項目となっています。整理番号 17～19 では今後の介護についてという事で、医療・介護連携の推進や、在宅介護の推進に向けた取組施策の検討及びターミナルケアの対応状況を把握するための項目となっております。次に整理番号 20～34 では事業

所の介護人材に関する項目になっています。介護人材の確保や定着につきましては、本市でも大変重要な課題であり、項目は少し多めに設定しています。次に整理番号 35～37 では事業所運営の課題や要望を伺う項目となっています。整理番号 38 では火災や地震等の災害時の対応を伺う内容となっており、最後に整理番号 39 では、介護保険制度や高齢者福祉サービスについての意見を伺うものとなっています。清瀬市サービス事業所調査についての説明は以上となります。

【委員長】

ありがとうございました。ご質問等あればお願いします。そもそもどれくらいの数の人にやろうとしているのかという前提を説明していただけますか。

【事務局】

この調査につきましては、実施時期につきましては今年中という事で、11月から12月にかけて1ヶ月くらいの期間を設けて実施しようと考えています。件数等につきましては、前回の調査と同様の規模と考えていまして、清瀬市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については、無作為抽出で1,600名実施する予定です。清瀬市在宅介護実態調査については、無作為抽出で1,000人を対象に実施する予定です。それから清瀬市サービス事業所調査については50か所の事業所にお願いしたいと考えています。なお前回の回答率について、介護予防日常生活圏域調査は67%、在宅介護実態調査は44.5%、事業所調査は76%でした。概要については以上です。

【委員】

質問ですが、今回実施予定の調査項目は最終的にどれくらいなのかを教えてください。回答する方のご負担にも関わるお話だと思うので、教えていただけますか。

【事務局】

ボリュームとしては、3年前にも委員の方から項目数が多いと回答率が低いのではないかというご意見をいただきました。ですので、国の必須の項目については外すことはできないので、それは項目に入れますが、今回お示しした案は多岐に渡りますが、項目は抑えていきたいと考えています。いくつ以内に抑えるとかは、現時点では考えていませんが、これについては次の策定委員会を予定としては10月に開催しますので、そこでブラッシュアップしたものをお示ししたいと思いますので、現時点では項目数についてはお伝えすることはできないので、数については気にせず、もう少しこういう所を膨らませたらどうかとか、逆にここは調査要らないんじゃないかとか、そういった意見をいただければと思います。

【委員】

調査は11月から12月という話だったので、10月に次回があって、ほとんど決まった状態ですよね。次出てくる時は調査票に落とし込まれている状態

で、そうでないと逆に 11 月からの調査は絶対できないので、そういうことを考えると多分次回は確認に近い話になると思うと、やはり調査項目がどれくらいのボリュームかというのは、結構重要なという風に私は思います。気になっているのが、前回も要介護の方の調査の回収率が低かったことです。他の自治体でも委員をさせてもらっていますが、7割くらいいってる所もあったりして、やはりそこは項目数を減らして、どうしても把握しなければならない項目に絞って回答者の負担を減らして回収率を上げる努力をしていたと思うので、今回から次回までの間に項目数の事も検討する必要があると思います。その辺りは調査の基本ですので、そこは次回検討するのではなく、次回までに方向性を検討する必要があると思いました。

【委員】

質問の仕方ですが、はっきり言って大変答えにくい。例えば「いきがいはありますか」という質問がありますが、今ここにいらっしゃる方で「いきがいはありますか」と聞かれて、答えられる方がいらっしゃるかどうかな。もう少し質問を柔らかくするというか、楽しみは何ですかとかできないのかな。皆さんだっってちょっと聞かれると詰まりますよね。こういう質問だと答えようという人も減ってくると思うんですね。もう少し質問全体を検討して、自分が質問されて答えられるような質問に、全質問見直してもらいたいと思います。

【事務局】

ご指摘ありがとうございます。おっしゃる通り質問項目の中には、具体的な項目もあれば、確かにご指摘の通り漠然とした答えにくい設問もありますので、再度見直しをして、自分が聞かれて答えやすい形で、聞き方は変えていきたいと考えています。

【委員長】

大変な作業だと思いますが、委員の皆様には具体的にここをこう変えた方がいいだろうという事を、この後意見書等の様式の中に具体的に書きこんで提出していただいて、それを踏まえてやるというのがこの委員会の位置づけでもあったりしますので、是非後で出していただければと思います。全部その通りにうまく反映できるか分かりませんが、できる限りご意見をいただいた所は、修正できる限り修正して 10 月の委員会に出すという形になると思います。

【委員】

紙に書いて意見を述べるという事は承知したのですが、事前に読んでいた中で気になった点があったので、それだけお伝えできればと思います。まず 3 つの調査で共通してですが、整理番号 2 の性別、男性・女性とありますが、昨今その他とか該当しないとか、答えたくないですとか、そういう項目が調査の中で挙がってきていますので、この調査でもそういう項目があればいいと思いました。あと日常生活圏域ニーズ調査の中で、外出のことを整理番号 21～25 まで、項目数をとって聞いているのですが、外出先はどこですかと何う項目があ

ってもいいのかな、コロナ禍という事も踏まえて、どういった所へ外出されているのかというのは、手段もそうですが結構重要かなという風に思いましたので、ご検討いただければと思います。あと整理番号7番で年収を伺っていますが、これは在宅介護の方にもあったかもしれませんが、年収の違いによる考え方の傾向を把握するためにこの項目をとということですが、高齢者の場合、人にもよるかと思いますが、どちらかと言えば年金で生活されている方のボリューム層が多いのかなと考えると、必ずしも年収の違いという所だけでは考え方は見えないかなと思います。例えば土地をもっているか等によっても、考え方の違いとか、クロスをかけていった時の違いが見えると思うので、年収が区分で細かく聞いて、何かに関する考え方の違いが必ずしも把握できるかなというのが疑問だと思います。前回の調査でも聞いているので、そこで重要な項目になっているのであれば今回も入れてもいいと思いますが、前回の調査で、どれだけ意味があったのかどうかというのでも検討していただければと思います。

【委員】

在宅介護実態調査について、整理番号10～14で、利用している介護保険サービスについての問ですが、在宅にいらっしゃる方に対して、それぞれのサービス名が一体何なのか説明なしに聞いても答えようがないのではないかな。実際に私は分からないので、この質問の仕方は変えた方がいいのではないかな、あるいは説明を加えとか、そうした方がいいと思いました。

【事務局】

こちらにつきましては、各サービスごとに説明を少し加える形で、補足をさせていただきます。

【事務局】

1点補足をさせていただきます。(国必須)(国オプション)という項目がありますが、こちらは国が設問を考えておまして、清瀬市だけで完結するものではなく、調査結果を見える化システムという所に登録して、全国や近隣市や色んな自治体と比較をして、市の傾向を把握するという目的も含めています。国から、「変えてしまうとニュアンスが変わってしまって、同じ基準で判断できないため、一言一句替えない」という指示があり、委員の皆様からご意見をいただきたい所ですが、国必須と国オプションに関しては、国オプションは採用するかしないかというのは市で判断できますが、中身についてはせっかくご意見をいただいても反映はできないので、その点だけ事前にお伝えさせていただきました。

【委員】

先ほど、無作為抽出による対象数と回収率の説明がありましたが、これはニーズを適切に反映する母数という風に理解して大丈夫なんでしょうか。調査方法の事がよく分かっていないので。どうなんでしょうか。

【事務局】

今資料がすぐに出てこなくて申し訳ないのですが、どれくらいの自治体では、どれくらいの回答を得られれば有効な資料になるという事が示されていますので、これについては後ほど回答させていただきたいと思います。

【委員】

在宅介護の実態調査について、先程無作為に抽出というお話がありましたが、ケアマネとしては私たちの所にくる内容のものですから詳しく聞いておきたいのですが、例えばお一人暮らしであるとか、老々介護であるとか、家族介護者であるとかによって、内容が変わってくると思います。そういう所に関してはどういう風に見ているのか疑問があったものですから、その辺りはどうなんでしょうか。

【事務局】

在宅介護実態調査は在宅の方でという条件がありまして、そうすると実は母数がすごく減ってくるんです。同一世帯で夫婦で介護を受けている方に2件送るわけにはいきませんので、そういう方を外していくと、老々介護や独居を検討すると、そこで検討することもできないくらいに母数が少なくなってしまうので、あまり検討せずに無作為抽出で行っております。無作為で同一世帯に対象者が2人いる人は外すという形になっています。

【委員長】

他にいかがでしょうか。次の会議までにそんなに時間があるわけではないですが、是非具体的にこの項目はこうだとか、そういう形を出していただければと思います。ただ先程ありましたように、国とかいてあるのは、全国一律にデータを吸い上げられて、見える化システムで各自治体の比較等を行っていくので、国と書いてあるのは中身を変えられないという事があります。ただオプションを取るか取らないか、あとは市独自の設問に関して、是非具体的な提案をお願いできればと思います。

【委員】

先程項目数について多いという意見がありましたが、私は1度回答したことがあるのですが、回答する側に立ってみると、清瀬市が何故このような項目で色々調査したいと思っているのか、趣旨のところだけしっかりしていただいて、それを清瀬の制度計画に反映していくんだという意志が感じられれば、できるだけ具体的に回答したい、そしてそれを反映してもらいたいと、回答する側からすると、項目が多い少ないというよりも、自分が選ばれて回答するという事は大変意義がある事だと思えるので、回答する側にとっては、多い少ないというのはあまり感じないと思います。ですからできるだけ具体的に計画にかせるような設問にさせていただいて、清瀬市独自の設問というのは私はいいと思います。

【委員長】

清瀬市独自になってきた時に、第8期で取り組んだことの確認的な事は、具

	<p>体的に書いた方がいいですね。第8期で取り組んだ具体的な事業を項目の選択肢に書いていくのはいいと思います。例えば外出先として、清瀬市内の外出先として具体的にイメージした方が、一般論的な話をしてもあまり意味がないので、是非身近なものになるようになっていけばいいなと思います。結構事業所の調査には、他の市ではあまりやっていない人材確保についてあたりするので、皆さん大変な作業かも知れませんが、具体的に色々書いていただけたらと思います。</p> <p>では議題は以上という事で、事務局の方にお返しします。</p> <p>【事務局】</p> <p>下垣委員長ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても様々なご意見等いただきまして、大変ありがとうございました。</p>
<p>次第 8. 事務局からの連絡事項</p>	<p>【事務局】</p> <p>それでは最後に次第8 事務局からの連絡事項でございます。</p> <p>まず委員の皆様への報酬のお支払いについてでございます。委員報酬は指定口座への振込によりお支払いいたします。口座の指定方法については、先日会議資料と合わせて送付した債権者登録申請書兼支払金口座振込依頼書を介護保険課あてにご提出ください。また、合わせてマイナンバーの届け出も必要になりますので、こちらも先日送付した個人番号台帳兼届出書に必要事項を記入し、マイナンバーカードや通知カード等、マイナンバーが記載されている書類の写しを添付し介護保険課あてにご提出くださるようお願い致します。なお既に市の方で口座登録やマイナンバーの届出をされている方は、今回改めて書類の提出をいただく事は不要でございますので、その点よろしく申し上げます。</p> <p>次に本日の議題に対しまして、発言しきれなかったご意見やご質問、また後から思いついたご意見やご質問等がありましたら、先日送付した意見書様式にご記入の上、9月9日（金）までに介護保険課あてにご提出をお願いします。</p> <p>最後に次回第2回の本委員会の開催日でございます。次回は令和4年10月25日（火）の午後からの開催を検討しています。会場に集まっての開催か、または今回のようなオンラインでの開催かにつきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて決定しますので、現時点では未定でございます。またこちらについては別途改めて通知を差し上げますので、ご多用のところ恐縮ですが、可能な限り参加をいただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>次第 9. 閉会</p>	<p>【事務局】</p> <p>これで本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。これにて第1回評価策定委員会を閉会致します。本日は長い時間ありがとうございました。</p> <p>以上</p>